

おごおりし 小郡市こどもの権利条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の考え方をもとに、こどもの権利を大切に守っていくための基本となる考え方を定め、みんなで小郡市こどもの健やかな育ちを支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

(1) こどもとは、市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、市内で働いている人、市内で活動している人で心とからだの成長の途中にある人をいいます。また、これらの人と同じく、権利を認めることができます。

(2) 保護者とは、子どもの親や親の代わりにその子どもを育てる人をいいます。

(3) 市民等とは、市内に住んでいたり、市内で学んでいたり、市内で働いていたり、市内で活動したりしている人や団体をいいます。

(4) 学校等関係者とは、市内にある学校、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、子育て支援センターなど日頃から子どもの育ちに関わる人をいいます。

(基本となる考え方)

第3条 こどもは、生まれた時から一人の人間として権利を持っており、生活のあらゆる場面で、その権利が大切に守られます。

2 おとなは、子どもが健やかに育つために、子どもの声に耳をかたむけ、子どもにとって

もっと最もよいことを第一に考え、行動します。

3 こどもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利も大切にします。

(安心して生きる権利)

第4条 こどもは、次のとおり「安心して生きる権利」があります。

- (1) 命が大切にされ、愛情をもって大切に育てられること。
- (2) 健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (3) 社会的環境、性別、国籍、宗教、性のあり方、障がいや病気のあるなしにより差別をされること。
- (4) 暴言、暴力、虐待、体罰、いじめ、仲間はずれを受けないこと。

(守られる権利)

第5条 こどもには、次のとおり「守られる権利」があります。

- (1) 健やかな育ちを害するものから守られること。
- (2) プライバシーが守られ、名譽が傷つけられること。
- (3) まわりの人に相談ができ、必要な支援が受けられること。

(自分らしく育つ権利)

第6条 こどもには、次のとおり「自分らしく育つ権利」があります。

- (1) 遊び、休み、学ぶことができること。そのために必要な環境が整えられること。
- (2) 自然、文化、芸術、スポーツなどに触れて豊かな経験ができること。

(3) 自分らしさが認められ、自分の可能性が大切にされること。

(4) 自分に関することは、自分で決められること。

(意見を表し、参加する権利)

だい 第7条 こどもには、次のとおり「自分の意見を表したり、様々な活動に参加する権利」

があります。

(1) 自分の思いや考え方などを自分らしく表現し、人に伝えること。

(2) 自分の思いや考え方などを表すために必要な情報を得ること。

(3) 自分の思いや考え方などが大切にされ、人に受け止めてもらうこと。

(4) 自らの意思でさまざまな活動に参加すること。

(市の責務)

だい 第8条 市は、子どもの権利が大切に守られるために、子ども基本法（令和4年法律第7

7号）第10条第2項にもとづき小郡市こども計画に定める取組を行います。

2 市は、子ども、保護者、市民等、学校等関係者の意見を聴いて、力を合わせて子どもの権利が守られるため体制づくりを行います。

3 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、市民等、学校等関係者に理解してもらうための意識づくりを行います。

4 市は、子どもがさまざまな活動に参加したり、子どもの思いや意見を聞くことができる機会づくりに努めます。

5 市は、地域社会全体で子どもや子育て家庭の孤立化を防止する地域づくりに努めます。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、こどもにとって最も良いことを第一に考え、豊かな愛情を持って、

こどもが健やかに育つように努めます。

2 保護者は、必要に応じて市、市民等、学校等関係者などと力を合わせて、子どもの権利

を大切に守るように努めます。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、地域全体で子どもの健やかな育ちを支え、力を合わせて子どもの

権利が大切に守られるように努めます。

2 市民等は、こどもが健やかに育つことができる環境づくりに努めます。

3 市民等は、地域でこどもを見守り、こどもが安心して過ごすことができる居場所づくり

に努めます。

(学校等関係者の役割)

第11条 学校等関係者は、こどもが考え、遊び、学び、活動することができるよう

支援し、子どもの権利が守られるように努めます。

2 学校等関係者は、子どもの健やかな育ちのために大切な役割を持っていることを理解し、

その育ちを支援する力を高めるように努めます。

3 学校等関係者は、保護者が家庭で安心して子育てができるよう必要な支援を行います。

(子どもの権利を守るための体制)

第12条 市は、こどもが不安や悩みを解消できるように相談に応じ、こどもが安心して

す過ごすことができる環境づくりに努めます。

2 市は、子どもの権利が守られていない状態が生じたときは、保護者、市民等、学校等
関係者と力を合わせて、少しでも早く子どもの権利が守られた状態へ回復できるように
取組を行います。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和8年4月1日に公布し、令和8年7月1日から施行します。